

消防予第 200 号
平成 9 年 12 月 24 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験 基準の一部改正について(通知)

平成 9 年 12 月 24 日付けで平成 9 年消防庁告示第 12 号(以下「12 号告示」という。)が公布され、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(平成元年消防庁告示第 4 号。以下「4 号告示」という。)の一部改正が行われた。

今回の改正は、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備について、消防法施行令、同施行規則等との整合を図るとともに、様式の簡素化その他所要の規定の整備を図ることを目的として行われたものである。

また、4 号告示の一部改正に伴い、「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の全部改正について」(平成元年 12 月 1 日付け消防予第 135 号。以下「135 号通知」という。)の一部を改めることとした。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 4 号告示の一部改正について

1 改正の概要

(1) 自動火災報知設備(別記様式第 11)

ア 自動試験機能を有する自動火災報知設備及び遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る記入欄の整備が図られたこと。

イ 試験結果報告の簡素合理化を図るため、試験結果報告書の一部が簡略化されたこと。

ウ その他所要の規定の整備が図られたこと。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備(別記様式第 14)

消防機関へ通報する火災報知設備として、火災通報装置(電話回線を利用して、一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置をいう。)が追加されたことに伴い、火災通報装置に係る記入欄の整備が図られたこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

12号告示は、平成10年1月1日から施行することとされたこと。

(2) 運用上の留意事項

12号告示の施行期日は前(1)に掲げるとおりであるが、従前の消防用設備等試験結果報告書についても、備考欄の利用、記入欄の一部修正等の方法により、当分の間使用してさしつかえないものであること。

第2 135号通知の一部改正について(略)